

ID: 215

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町指定給水装置工事事業者規程 第6条第4項		
例 規 番 号	平成10年 水道管理規程第3号		
<p>【根拠条文】 (指定工事業者証の交付) 第六条 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日